

令和 年 月 日

香美市長 依光 晃一郎 様

申請組織名 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 自主防災組織結成届

下記のとおり自主防災組織を結成したので届出いたします。

### 記

1. 組織名 防災会
2. 結成年月日 令和 年 月 日
3. 加入人口 名
4. 加入世帯 世帯
5. 加入地域
6. 添付書類
  - (1) 役員名簿
  - (2) 加入世帯名簿
  - (3) 防災規約
  - (4) 防災計画
  - (5) 加入区域の平面図

令和 年

防災会役員名簿

役 職	担 当	氏 名	電 話	備 考
会長				
副会長	会長補佐・資機 材管理・各班の 総括			
会計				
監事				
班長	情報班			
	消火班			
	救出救護班			
	避難誘導班			
	炊き出し班			



# 防災会規約

(名称)

第 1 条 この自主防災組織の名称は、 防災会（以下「防災会」と略す）と称する。

(目的)

第 2 条 防災会は、災害対策基本法及び香美市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 防災会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- ③ 防災訓練の実施に関すること。
- ④ 防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第 4 条 防災会には次の役員を置く。

会 長	名
副会長	名
班 長	名
会 計	名
監 事	名

(役員任期)

第 5 条 役員任期は、 年とし再任は妨げない。

(役員任務)

第 6 条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- 4 会計は、会の経理を行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

(会議)

第 7 条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定例総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、役員会又は会長が特に必要と認めたとき、招集する。
- 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことはできない。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第8条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
  - ① 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
  - ② 防災知識の普及に関すること。
  - ③ 防災訓練の実施に関すること。
  - ④ 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。
  - ⑤ その他必要とする事項

(会計)

第9条 防災会の運営に関する費用は、会費、その他の収入をもって充てる。

(会費)

第10条 防災会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

(会計年度)

第11条 防災会の会計年度は、毎年 月 日に始まり、 月 日に終わる。

(監査)

第12条 防災会の監査は、毎年1回監事が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監事は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この会則に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(附則)

この会則は令和 年 月 日から実施する。

# 防災計画

## 総則

### 1. 目的

この計画は、香美市 防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他による災害の人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

### 2. 計画事項

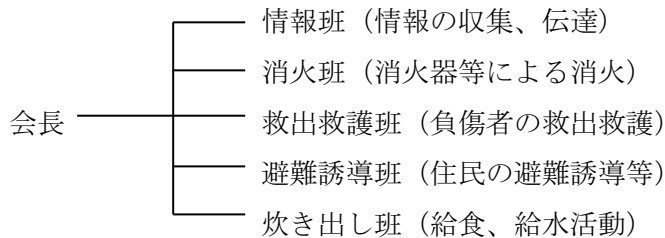
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 炊き出しに関すること。

## 細則

### 1. 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



### 2. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及に努める。

#### (1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水害等についての知識に関すること。
- ③ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- ④ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

#### (2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布

② 座談会、講演会、映画会等の開催

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行う他、随時実施する。

3. 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練は、次のとおりとする。

- ① 情報の収集伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出、救護訓練
- ⑤ 炊き出し訓練

(3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練の実施に際して、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

4. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報班員は、地域内の災害情報、市その他の防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、伝令等による。

5. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止対策

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日 を「防災の日」とし、各家庭においては主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

## (2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、水バケツ等の消火資機材の整備を図る。

## 6. 救出・救護

### (1) 救出救護活動

災害により救出、救護を要する者が生じたときは、消防機関に連絡するとともに、ただちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力するものとする。

### (2) 医療関係機関への連絡

救出救護班員は、医師の手当を要する負傷者があるときは、救急車の出動を要請し、あるいは班員等によって、医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する等、負傷の程度に応じて適切な措置を行うものとする。

### (3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員等は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、ただちに防災関係機関の出動を要請するものとする。

## 7. 避難対策

災害により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

### (1) 避難誘導の指示

市長の避難勧告や避難命令が出たとき、または、防災会長が避難の必要があると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

### (2) 避難誘導

避難誘導班員は防災会長の指示に基づき、住民を避難場所に誘導する。

### (3) 避難路及び避難場所

①避難路          防災マップ

②避難場所

## 8. 炊き出し

災害により、地域住民の食糧が不足する場合には炊き出しを行い確保する。